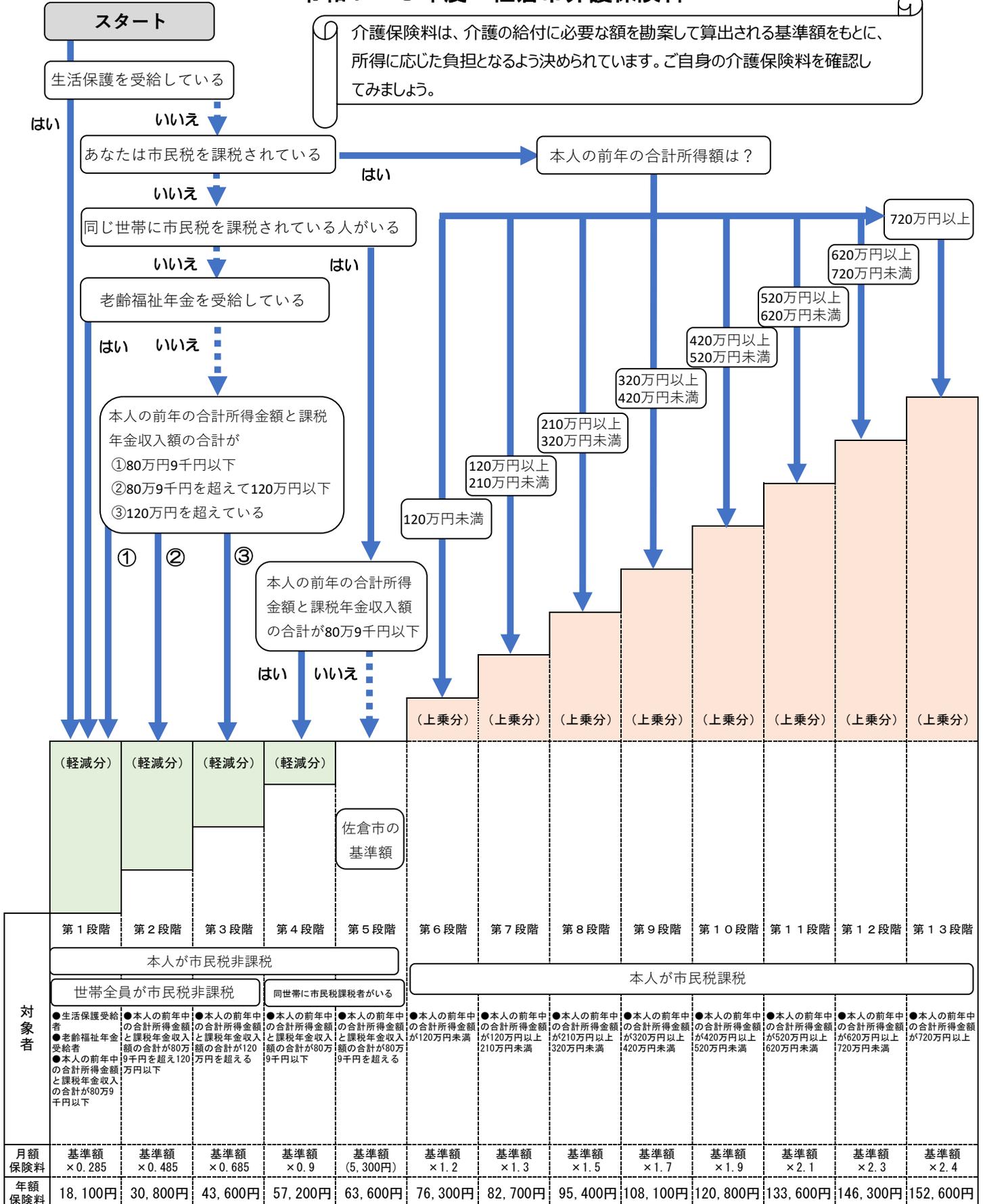


令和7・8年度 佐倉市介護保険料

介護保険料は、介護の給付に必要な額を勘案して算出される基準額をもとに、所得に応じた負担となるよう決められています。ご自身の介護保険料を確認してみましょう。



- ・課税年金収入額…障害年金や遺族年金などの非課税年金以外の年金収入額です。☒
- ・合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、基礎控除や医療費控除などの所得控除や繰越控除をする前の金額です。なお、長期・短期譲渡所得がある場合は、それにかかる特別控除額は差し引いて適用します。
- ・第1段階～第3段階の年額保険料は、保険料軽減強化により引き下げられています。(第1所得段階は、28,900円から18,100円に、第2所得段階は43,600円から30,800円に、第3所得段階は43,900円から43,600円にそれぞれ引き下げられています。)
- ・令和6年(1～12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が80万9千円となったため、第1・2・4・5段階の基準を見直し、年金収入等80万9千円を基準にすることとなりました(令和7年4月施行)。